

札幌医科大学国際交流危機管理方針

令和4年3月29日

第1章 総則

1. 目的

この方針は札幌医科大学（以下「本学」という。）の国際交流を推進する過程において発生する様々な危機に迅速かつ的確に対処するため、危機管理体制及び対応方法等に関し必要な事項を定め、もって本学の国際交流を進める際の教職員及び学生（以下「教職員等」という。）並びに国際交流事業で来学する外国人研究者及び外国人学生等（以下「外国人研究者等」という。）の安全確保を図ることを目的とする。

2. 危機管理の対象

危機管理の対象は次の各号に掲げる事項とする。

- （1）教職員等の海外における教育研究活動の遂行に、重大な障害となる問題又は安全に係わる問題
- （2）外国人研究者等の本学における教育研究活動の遂行に、重大な障害となる問題又は安全に係わる問題
- （3）国際交流事業の実施に起因する、本学の社会的信頼を損なう問題
- （4）その他前各号に相当する事象で、大学として組織的・集中的に対処することが必要な問題

3. 責務

（1）学長の責務

学長は、この方針に定める危機管理を統括し、本学における危機管理体制及び対応等に関し、必要な措置を講じなければならない。

（2）国際交流部の責務

国際交流部は、想定される危機事象に備えて国際交流危機管理対応マニュアル等（以下、「マニュアル」という。）を作成し、国際交流に係る危機管理体制を整備しなければならない。

（3）教職員等及び外国人研究者等の責務

教職員等及び外国人研究者等は、自らの職務及び立場に応じて、常に起こりうる危機事象を想定し、その対応策を検討するとともに、情報の伝達網を確認し、訓練などを通じて必要な技術や知識の習得に努めなければならない。

4. マニュアルの整備

想定される危機に対応するため、事象発生に備えた危機意識の啓発や危機管理体制の整備、訓練の実施など予防措置の実施、危機事象発生時の情報収集・伝達や安全確保のための応急対策の実施、被害者に対する対応等の事後対策の実施などを記載するものとする。

マニュアルは、状況の変化に対応し実行性を確保できるよう、必要な見直しを行うものとする。

第2章 事前対策

1. 危機管理体制の整備

学長は、危機に備えて危機管理体制を整備する。

2. 情報連絡網の整備

国際交流事業に係る危機事象発生に備え、夜間休日の場合を含め、情報連絡網を整備し、教職員等及び外国人研究者等に周知しなければならない。

3. オリエンテーションの実施

マニュアルに即した行動がとれるよう、危機管理に関する資料の配付や教職員等及び外国人研究者等に対するオリエンテーションを実施する。

第3章 危機発生時対策

1. 初動措置

教職員等及び外国人研究者等は、緊急に対処すべき危機事象が発生又は発生する恐れがあることを発見したときは、所属長及び国際交流部長に可能な限り速やかに報告しなければならない。

2. 情報の収集、伝達及び管理

(1) 情報の収集

国際交流部は、夜間休日を含め、危機事象が発生又は発生することが予測される場合は、公的機関等の協力を得て、正確・迅速に情報を収集する。

(2) 情報の伝達

所属長は、教職員等及び外国人研究者等からの報告を受け、又は自ら危機事象を察知したときは、国際交流部と連携し、当該危機の状況を確認の上、必要な措置を講じなければならない。

(3) 情報の管理

上記において収集した情報は、国際交流部において管理する。

3. 国際交流危機対策室の設置

(1) 国際交流危機対策室

国際交流部長は、重大な危機事象発生の報告を受け、危機対策を講ずる必要があると判断する場合は、速やかに「国際交流危機対策室」（以下、「対策室」という。）を設置する。

(2) 関係教職員の協力

国際交流部長は、対策室設置時は、マニュアルに従い、危機事象の規模や状況に応じた国際交流関係教職員の協力を適宜得るものとする。

4. 応急対策の検討・実施

(1) 救援・救助

危機事象発生時において、人的被害が発生した場合には、人命の救出及び安全確保を最優先し、関係機関の協力を得て、被害者の救援・救助・安全確保に万全を尽くす。

(2) 避難指示

危機事象により人的な被害が発生する恐れがある場合は、避難対象場所、避難先、避難ルートを定め、迅速に避難の指示を行う。この場合、避難先の安全確保や避難の広報、避難誘導に配慮し、関係機関の協力を求める。

(3) 救護及び保健衛生

危機事象により負傷又は疾病にかかった教職員等及び外国人研究者等に対しては、適切な救援・救護活動を行う。

(4) 被害状況の確認及び二次被害の防止

危機事象の発生によって施設・設備の被害が生じたときは、状況の確認を行うとともに、被害の拡大と二次被害の防止を図るため、危機箇所や危機建物の安全点検、立ち入りの制限、広報その他必要な二次被害防止措置を講じる。

5. 情報提供

(1) 教職員等及び外国人研究者等への情報提供

危機事象発生時において、被害の拡大を阻止し、教職員等及び外国人研究者等の安全を確保するとともに、混乱を回避するために迅速かつ的確な情報提供に努める。

(2) 報道機関への情報提供

報道発表及び報道機関への情報提供については、内容、発表時期、発表方法等を決定し、適切な広報に努める。

第4章 事後対策

1. 安全管理

(1) 安全確認

危機事象に係る応急対策がおおむね完了し、新たな被害の発生や拡大がないと判断された時は、速やかに当該危機事象の安全確認を行い、教職員等及び外国人研究者等に対して周知する。

(2) 相談対応

教職員等及び外国人研究者等からの危機事象に関わる各種相談については、可能な限り対応する。